

認知症本人大使「京都府認知症応援大使」設置要領

(趣旨)

第1 「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)及び「第3次京都式オレンジプラン」(令和6年3月策定)が掲げる、認知症になっても、個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、京都府において、地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信する「京都府認知症応援大使」(以下「大使」という。)を設置し、府民の認知症への関心と正しい理解を深めるための普及啓発を図っていく。

(委嘱及び任期)

第2 知事は、適任と認める者に対し大使を委嘱するものとする。

2 大使の任期は委嘱日より2年以内とする。(任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げないものとする。)

(要件)

第3 次の要件をすべて満たす方

- (1) 府内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発活動に府と協力・連携できること
- (4) 氏名・年齢・所在市町村名・病名・経過・略歴・顔写真を原則、公表できること(公表できない理由がある場合はその限りではない)

(決定方法)

第4 公募(他薦)により書類確認のうえ、決定する。

(役割及び活動)

第5 府及び市町村等が行う普及啓発活動に、本人が希望することや得意なことを活かして参加・協力が可能な活動を行う。なお、活動にあたっては、本人の意向や体調等にあわせて相談しながら、一人ひとり、その時々にあった活動を柔軟に行う。

<府が依頼する認知症の普及啓発活動の例>

(1) 府及び市町村が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力

府及び市町村が開催するイベント等での講演、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演、その他の普及啓発活動を行う。

(2) 府及び市町村が行う医療・介護人材の養成研修への協力

府及び市町村が開催する医療従事者・介護サービスを提供する施設や事業所の従事者等に対する認知症対応力向上のための養成研修での講演等を行う。

(3) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力

キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていること等を発信する。

(4) その他、知事が必要と認める活動

(活動依頼)

第6 市町村や関係機関が大使への活動依頼を希望するときは、原則として活動希望日の4週間前までに別紙1「京都府認知症応援大使活動依頼書」を府に提出する。府は、内容に応じて大使本人と調整を行い、大使を紹介する。

2 市町村や関係機関は、紹介による活動終了後、原則として1週間以内に別紙2「京都府認知症応援大使活動報告書」を府に提出する。

(謝礼)

第7 府が依頼する活動については、原則として府が別途定める基準による。

2 1以外の活動については、依頼元の基準により、依頼元が原則有償で行うものとする。

(事務)

第8 大使に関して必要な事務は、京都府健康福祉部高齢者支援課で行う。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、大使に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は令和4年7月25日から施行する。

附則

この要領は令和6年8月20日から施行する。